

障 がい（児） 者 福 祉

障がい（児）者施策は「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念を重視して、着実に進められているところです。今後は障がい（児）者の社会参加・参画をより実質的なものにするために、社会参加を制約している諸要因を除去することと、障がい（児）者自らの能力を最大

1 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付

身体障がい者、知的障がい者や精神障がい者の福祉を増進する各種の福祉措置が講じられています。それらのサービスが受けやすいように本人又は保護者の申請により手帳が交付されます。

(

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい の程度により 1 級～ 3 級までの手帳が交付されます。
手帳の所持者数 (各年度 4 月 1 日現在)

||
||
||

(3) 居住系サービス（利用者実人数）

（各年度3月末現在）

区分 年度	共同生活援助 (グループホーム) (人)	施設入所 支援 (人)	短期入所
----------	----------------------------	----------------	------

(2) 軽度・中等度難聴児支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児を対象として、児童の発達を支援するために補聴器の購入、修理の費用の一部を助成します。

交付・修理

相談件数（延べ件数）

（各年度３月末現在）

年度	2	3	4	5	6
相談件数（件）	10				

⑧ 身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業

身体障がい者が自立した生活や社会活動への参加あるいは就労等に伴い免許を取得した場合に、これに要した費用の一部を助成します。

助成状況

(10) 自立支援医療（更生医療）

身体の障がいをもつ人が、その障がいの軽減・除去に必要な医療を指定医療機関で行った時に、かかる医療費の一部を公費で負担しています。給付の対象は、腎臓機能障がいの血液透析、心臓機能障がい、肢体不自由の手術・治療等となっています。

(5) 特別児童扶養手当

重度または中度の心身障がい児（20歳未満）を監護養育している人に支給しています。

支給状況

(各年度